

個人住民税に関するお知らせ / 令和6年度改正の主な内容

○国外扶養親族（30歳以上70歳未満）に係る扶養控除の見直し

国外居住親族を扶養控除にいれる場合において送金関係書類の提出などの要件が見直されます。

○上場株式配当所得等の課税方式の統一

所得税課税方式と住民税課税方式において異なる方式の選択ができなくなり、従来の申告不要制度もなくなります。

○森林環境税について

東日本大震災からの復興に関連して引き上げられていた臨時的措置（市500円/県500円）に代わって1人年額1,000円の森林環境税（国税）が住民税の均等割として徴収されます。これまでと負担額は変わりません。森林環境税は、森林整備、森林保護対策などに活用されます。住民税非課税の人は森林環境税の負担はありません。

森林環境税

税目		令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税（国税）		-	1,000円
個人住民税均等割	市民税	3,500円	3,000円
	県民税	2,000円	1,500円
合計		5,500円	5,500円

令和6年2月から個人住民税（市民税・県民税）の申告相談会を実施します。日程・会場などは市ホームページや広報やつしろ2月号で確認ください。

問合せ 市民税課 ☎ 33-4107



年末・年始の窓口業務

とき	窓口業務	自動交付機
28(木)	8:30 ~ 19:00	7:00 ~ 20:00
29(金)	8:30 ~ 正午	7:00 ~ 20:00
30(土)	休み	7:00 ~ 20:00
31(日)	休み	
1/1(祝)	休み	
2(火)	休み	
3(水)	休み	
4(木)	8:30 ~ 19:00	7:00 ~ 20:00

- 28日(木)、1月4日(木)は、延長窓口（毎週木曜日）のため19:00まで開庁しています。
- 自動交付機で発行できる証明書は住民票（マイナンバー記載無し）、印鑑証明書、住民票記載事項証明書です。
- 国や県の機関、他市町村の役所・役場が休みのため、対応できない業務があります。詳しくは各課にお問い合わせください。
- マイナンバーカードによるコンビニ交付は12月31日(日)から令和6年1月3日(水)まで休止です。

29日(金)の午前中の窓口業務に関する問合せ先

市民課 ☎ 33-4110

福祉総合窓口 ☎ 33-5112（こども未来課、国保ねんきん課、障がい者支援課、介護保険課）

納税課 ☎ 33-4109

償却資産を所有している法人・事業主の皆さんへ / 償却資産（固定資産税）の申告は令和6年1月31日まで

農業・漁業などの自営業者、商店やアパート経営などの事業主、会社などの法人には、事業のために所有している構築物、機械、器具、備品（土地・家屋を除く）などの償却資産を申告する義務があります。償却資産の増減に関わらず、毎年1月1日現在の所有状況を、その年の1月31日までに、必ず申告してください。

●申告方法

- 以前から申告している人は12月下旬に郵送される申告書を提出ください。
- 新たに事業を始めた人や申告書が届かない人は問い合わせください。
- 前年に廃業した人や事業に関連する償却資産を所有しない人は、その旨を申告書の備考欄に記入して提出ください。
- 電子申告（地方税ポータルシステム「eLTAX」）も利用できます。

業種別の主な償却資産（例）

業種	主な償却資産
各業種共通	PC、エアコン、外構、駐車場設備、舗装路面、太陽光発電設備など
小売業	陳列ケース（冷凍冷蔵機付を含む）、自動販売機、日よけなど
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、ネオンなど
理容・美容業	理美容器具、椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、サインポールなど
医（歯）業	各種検査・医療機器（手術機器、装置、診療ユニット等）、ベッドなど
製造業	金属・木製品、製造加工機械、設備、測定・検査器具、プレス機など
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト）など
不動産貸付業	緑化設備などの外構、舗装路面、門、塀、フェンス、屋外の設備など
農業	ビニールハウス、畦畔、暗渠工事、農業機械（選別・乾燥機、動噴）など
漁業	漁船、魚網、船外機、巻上機、いけす、のり乾燥機など

※償却資産の種類や申告方法など詳しくは市ホームページを確認ください。

●提出期限 令和6年1月31日(水)まで ●提出先 資産税課、各支所地域振興課

問合せ 資産税課 ☎ 33-4108



後期高齢者医療保険制度に加入している皆さんへ / 高額介護合算療養費の支給は毎年申請が必要です

●高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が高額な場合に、自己負担を軽減する制度です。令和5年7月31日時点で支給の見込みがある対象者には令和6年1月中旬以降に申請書を送付しますので、窓口で申請ください。

●支給要件

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者が支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額から自己負担限度額を差し引いた金額が501円以上となる人

●計算期間 令和4年8月1日～令和5年7月31日

●申請に必要なもの 健康保険証、介護保険証、支給対象者名義の通帳、マイナンバーが分かるもの

●申請窓口 国保ねんきん課または各支所地域振興課

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33-4490